



社会保険労務士事務所  
あおぞらコンサルティング  
**あおぞらLetter**

〒101-0044  
東京都千代田区鍛冶町1丁目6番15号  
井門神田駅前ビル22号室  
電話:03-3526-4277 FAX:03-3526-4276  
担当:須合

## 健康保険給付の種類・内容と高額療養費制度の変更について

今回のあおぞらレターでは、あたり前のように意外に知らない会社で加入する健康保険から受けられる給付の種類と共に、この給付の一つである平成27年1月から変更となる高額療養費についてお知らせします。



主な健康保険の給付には次のようなものがあります。

主な給付の種類	内容
傷病手当金(※)	本人が業務外の病気やけがをして、療養のために会社を休み、給与が受けられない場合、1日あたりの給与のおよそ2/3の金額の給付が受けられます。
出産手当金(※)	本人が出産のために会社を休み、給与が受けられない場合、原則産前6週、産後8週について1日あたりの給与のおよそ2/3の金額の給付が受けられます。
<b>高額療養費</b>	療養の給付(療養費)を受けても、自己負担が大きい場合に、一定金額を超えた部分について、高額療養費として給付が受けられます。
出産育児一時金	本人が出産したときに、1人あたり42万円(産科医療補償制度加入の医療機関等で出産した場合)受けられます。
埋葬料(費)	本人が死亡したときに、埋葬を行った家族について、5万円の給付が受けられます。埋葬費は家族がいない場合に、5万円を限度とし、埋葬を行った者が給付を受けられます。
療養費	病院等の窓口で3割などを負担しますが、残りの負担は「療養の給付」を受けています。海外や保険証がなく一旦全額払いした時などは、申請した後で「療養費」が受けられます。

(※) …本人(=被保険者)のみが受けられる内容の給付です(被扶養者は受けられません)

### ◆高額療養費制度が平成27年1月から変わります◆

平成27年1月の診療分より、本人の収入に基づき70歳未満の高額療養費制度の自己負担限度額が次のとおり変更になります。

平成26年12月診療分まで			平成27年1月診療分より		
区分	標準報酬月額	★自己負担限度額	区分	標準報酬月額	★自己負担限度額
A 上位所得者	53万円以上	150,000円 + (総医療費-500,000円)×1%	ア	83万円以上	<b>252,600円</b> +(総医療費-842,000円)×1%
			イ	53~79万円	<b>167,400円</b> +(総医療費-558,000円)×1%
B 一般	区分 A、C以外	801,000円 + (総医療費-267,000円)×1%	ウ	28~50万円	<b>80,100円</b> +(総医療費-267,000円)×1%
			エ	26万円以下	<b>57,600円</b>
C 低所得	市区町村民税 の非課税者等	35,400円	オ	変更なし(同左) ※標準報酬月額が区分ア・イに該当する場合は、市区町村税の非課税者等であっても区分ア・イの適用となります。	

◆差額ベッド代、食事代、保険外負担分は対象となりません。

**注意** 健康保険給付については加入の健康保険組合等によって独自の給付があります。各健保組合にてご確認ください。

### ◆◆◆ 事務所移転のお知らせ ◆◆◆

【新所在地】〒101-0044 東京都千代田区鍛冶町1丁目6番15号 井門神田駅前ビル22号室

※電話・FAX番号、メールアドレスは変わりません。

詳細やご不明な点は弊所担当までお問い合わせください。TEL. 03-3526-4277